

要 覧

2026



小牧市少年センター

目 次

1	小牧市少年センターの概要	
(1)	沿 革	1
(2)	名称及び所在地	2
(3)	小牧市の現況	2
(4)	職員構成	3
(5)	小牧市少年センター運営協議会	3
(6)	小牧市少年センター補導員	3
(7)	小牧市少年センター運営機構図	4
2	小牧市少年センター業務内容	
(1)	業務の概況	5
(2)	活動方針	6
(3)	会 議	6
(4)	補導活動	7
(5)	相談活動	7
(6)	啓発活動	8
(7)	少年の生活実態調査	9
(8)	青少年健全育成の支援	9
(9)	「笑顔で さきがけ あいさつ運動」の一斉実施	9
(10)	地域での非行防止活動ならびに地域環境等の浄化	10
(11)	学校及び関係機関との連携	10
(12)	その他	11
3	令和7年度活動状況	
(1)	活動概要	12
(2)	補導活動（過去10年間の推移）	15
(3)	相談活動（過去10年間の推移）	16
(4)	青少年健全育成モニター活動状況	17
4	参考資料	
(1)	小牧市少年センター設置条例	18
(2)	小牧市少年センター運営規則	20

1 小牧市少年センターの概要

(1) 沿革

昭和55年 4月 1日	小牧市少年センターを小牧市公民会館内に設置 嘱託職員が1名配置される。 小牧市少年センター設置条例施行 小牧市少年センター運営規則施行
昭和55年 4月 16日	嘱託職員1名増員され2名となる。
昭和55年 6月 1日	小牧市少年センター運営協議会委員10名を委嘱
昭和55年 7月 1日	小牧市少年センター補導員60名を委嘱
昭和56年 4月 1日	市職員1名、嘱託職員1名増員され4名となる。
昭和56年 7月 1日	「小牧市青少年健全育成市民会議」が設置され、 小牧市少年センターが事務局となる。
昭和57年 5月 20日	相談専用電話開設 (TEL 75-0001)
昭和57年 7月 1日	小牧市少年センター補導員10名が増員委嘱され、70名となる。
昭和58年 4月 1日	小牧市少年センター補導員10名が増員委嘱され、80名となる。
昭和59年 4月 1日	市職員1名が減員される。 嘱託職員1名、臨時職員1名増員され5名となる。
昭和60年 4月 1日	臨時職員が嘱託職員となり、嘱託職員5名となる。
平成 2年 4月 1日	嘱託職員が臨時職員となり、嘱託職員4名、臨時職員1名となる。
平成 2年 7月 1日	小牧市少年センター補導員5名が増員委嘱され、85名となる。
平成 2年 7月 11日	小牧市少年センター開設10周年記念大会実施
平成 3年 11月 5日	県少年補導委員尾張地区研修会を小牧市にて開催
平成 4年 6月 1日	小牧市少年センターを小牧都市センター内へ移転する。 臨時職員が削減され、嘱託職員4名となる。
平成 9年 10月 14日	事務専用電話開設 (TEL 71-1325)
平成 11年 4月 15日	相談専用電話のフリーダイヤル化 (TEL 0120-783-291)
平成 11年 11月 17日	県少年補導委員尾張地区研修会を小牧市にて開催
平成 12年 4月 1日	嘱託職員1名増員され、5名となる。
平成 12年 8月 3日	臨時職員1名増員され、6名となる。
平成 13年 4月 1日	嘱託職員1名削減され、5名となる。
平成 15年 2月 1日	「中学生の生活と行動」実態調査報告書作成を始める。
平成 15年 4月 1日	Eメール相談を開設する。(ks783291@komaki-city.jp)
平成 16年 4月 1日	「明るい声かけ・まちづくり」運動始める。
平成 17年 7月 27日	「小牧市青少年健全育成モニター制度」発足
平成 17年 12月 9日	「親子一言対話集 - 親から子へ子から親へ -」を発刊
平成 18年 4月 1日	嘱託職員1名増員され、6名となる。
平成 24年 9月 1日	「中学生の生活意識と行動」実態調査報告書作成に替え、「少年の 生活意識と行動」実態調査報告書作成を始める。 「少年相談カウンセラー活動」を始める。
平成 25年 9月 1日	少年センターの所管部局がこども未来部こども政策課へ移管される。
平成 26年 4月 1日	「親子一言対話集 - 親から子へ子から親へ -」を発刊
平成 27年 11月 8日	「ハンドブック 小牧の青少年健全育成市民会議をかんがえる」を発刊
平成 28年 3月 18日	「笑顔で さきがけ あいさつ運動」を9校区で実施 11月10日に2回目実施
平成 28年 6月 30日	「体験!! 体感!! スマホ教室」を9小学校で順次実施 12月に完了
平成 29年 5月 20日	「体験!! 体感!! スマホ教室」を9小学校で順次実施 12月に完了
平成 30年 5月 19日	少年センターをラピオ3階へ移転する。
平成 30年 9月 1日	嘱託職員が会計年度任用職員となる。(嘱託職員1名減員され5名となる)
令和 2年 4月 1日	小牧市青少年健全育成市民会議設立40周年記念マスコットが「たぶりん」に決まる。
令和 2年 11月 5日	モニター制度を補導員活動に一本化する。
令和 8年 4月 1日	

(2) 名称及び所在地

名 称 小牧市少年センター
設置運営主体 小牧市
主管部局課名 小牧市こども未来部こども政策課
設置年月 昭和55年4月
所在地 小牧市小牧三丁目555番地(ラピオ3階)
面積 事務室 52.68㎡
専用相談室 20.63㎡

(3) 小牧市の現況(令和8年4月)

面積 62.81 Km²
人口 147,787 人

区分		男	女	計
総人口		74,868	72,919	147,787
少年人口		12,335	11,835	24,170
内訳	(0~5歳)	2,850	2,760	5,610
	(6~14歳)	5,647	5,486	11,133
	(15~17歳)	2,232	2,093	4,325
	(18~19歳)	1,606	1,496	3,102

世帯数 71,485 世帯

保育園・幼稚園・認定こども園・小中高校・特別支援学校の園・校数

区 分	園・学校数		
	公 立	私 立	計
保 育 園	14	8	22
幼 稚 園	1	8	9
認 定 こ ど も 園	0	2	2
小 学 校	16	0	16
中 学 校	9	0	9
県立こまき中学校	1	0	1
高 等 学 校	3	1	4
特 別 支 援 学 校	1	0	1
	45	19	64

(4) 職員構成

所 長 1 人 専任 (会計年度任用職員)

指導員 4 人 専任 (会計年度任用職員)

(5) 小牧市少年センター運営協議会

委員数	10 人	委員の委嘱者	市長
任期	2 年	開催状況	年 2 回
委員構成	市議会福祉厚生委員長 市内高等学校長代表 市保護司会代表 市 P T A 連絡協議会代表 市家庭児童相談員	小牧警察署生活安全課長 小牧市青少年健全育成市民会議代表 市小・中学校長会代表 市主任児童委員代表 少年センター補導員地区連絡員代表	

(6) 小牧市少年センター補導員

補導員数 86 人 (令和 8 年 5 月)

補導員の委嘱者 市長

任期 2 年

補導員構成

民生児童委員・保護司 17 人

P T A 役員 20 人

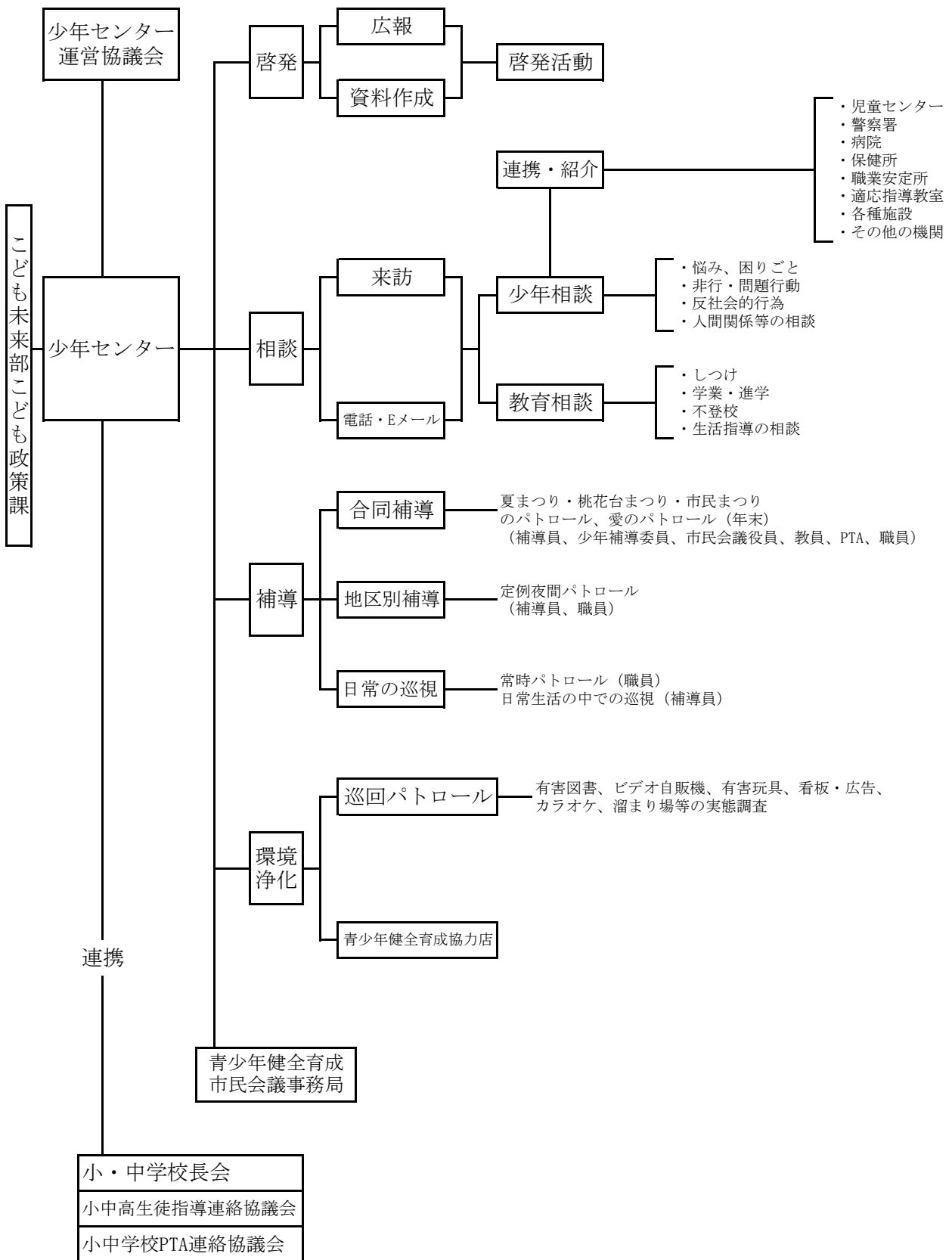
教員・コーディネーター 29 人

一 般 20 人

計 86 人

※各中学校区の補導員の中から 1 名を連絡員として選出し、少年センターと補導員との連絡調整を図る。

(8)小牧市少年センター運営機構図



2 小牧市少年センター業務内容

(1) 業務の概況

内 容		開 催 時 期		
運 営 協 議 会		6月	2月	
補 導 員 会		5月		
補 導 員 会 研 修 会		5月		
街 頭 補 導 (合同一斉啓発活動)		通 年		
相 談		7月	12月	1月
相 談		通 年		
広報活動	広報(「青少年健全育成だより」等)	9月		
	「笑顔で さきがけ あいさつ運動」	6月・10月	随時	
	チラシ、ステッカー、看板等	・「少年相談」啓発チラシ ・相談窓口紹介		
調査活動	「青少年健全育成モニター」活動	毎 月		
	「少年の生活意識と行動」調査	9月調査 3月「報告書」発刊		
連携活動	青少年健全育成市民会議 役員会・運営委員会	役員会		運営委員会
		5月	3月	5月
	青少年健全育成協力店訪問	通 年		
	中学校区青少年健全育成会	各学期毎		
	生徒指導連絡協議会	年6回		
	生徒指導対策関係機関会議	年3回		
	いじめ・不登校対策連絡会	年3回		
	いじめ・不登校対策関係機関会議	年3回		
図書類自販機 ・書店 ・カラオケ店 ・コンビニ書籍コーナー等の点検活動	通 年			
県民運動 を受けて 市民運動 として 展開	青少年の非行問題に取り組む市民運動	7月 ～ 8月		
	青少年に読書をすすめる市民運動	10月		
	子ども・若者育成支援市民運動	11月	市民大会 11月	
	青少年の非行問題に取り組む市民運動 (愛のパトロール市民運動)	12月～1月		
	「家庭の日」市民運動	1月		

(2) 活動方針

明日の我が国の担い手である青少年が、豊かな社会性と優れた創造性を培い、時代の進展に柔軟に対応できる人間として健全に成長していくことは、市民すべての切なる願いであります。

新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられて3年近くが経過しました。多くの青少年はコロナ禍を乗り越え日々の生活に前向きに取り組んでいます。一方で人とのコミュニケーションを苦手とする若者の増加も指摘されています。また、近年のAIや次世代通信などの急激な発達、社会環境だけでなく我々の生活そのものを大きく変えようとしており、とりわけスマートフォンやSNSを巡る様々な事例が、学校だけでなく、社会の中でも大きな問題や課題として取り上げられています。

文部科学省から令和7年10月に発表された「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」によると、いじめの認知件数や暴力行為の発生件数が4年連続で増加し、どちらも過去最多となっています。様々な教育活動が従来のように実施されたことにより児童生徒の接触の機会が増えたことと、学校等による積極的な認知が進んだことが増加の一因であると言われています。また、小中学校における不登校児童生徒数は前年度比2.2%増加しており、12年連続の増加が見られ過去最多となっています。増加の背景として、学校や登校に対する意識の変化やコロナ禍から続く登校意欲の低下等が指摘されています。児童生徒の自殺者も昨年度より増加し、極めて憂慮すべき状況が続いています。

これらの特徴的な傾向から、子どもたちがコロナ禍後も引き続き様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれたりしていることがうかがえます。不安や悩みを誰にも相談できず一人で抱え込んでる可能性も考慮していかなければならないと考えられます。

今後とも、地域の大人が連携して、子どもを見守り、青少年の発するSOSに耳を傾ける必要があります。普段のコミュニケーションを大切にしながら地道な活動を継続し、個々の状況に応じた支援や相談体制の充実が大切です。小牧市少年センターでは、少年の非行化・孤立化を防ぎ、健全な育成を図るため、家庭・学校・地域と連携しつつ、次の6つの活動を推進します。

- 「笑顔で さきがけ あいさつ運動」「声かけ運動」による補導活動
- 相談者の自立を支援する、相談活動
- 地域ぐるみの健全育成活動の推進
- 安全安心な街づくりのための環境浄化活動
- 青少年一人ひとりの理解と学校及び関係機関との緊密な連携
- 「ネット犯罪・トラブルから子どもを守る」情報活用モラルや有害情報対策の推進

(3) 会議

- ① 運営協議会 年2回（6月、2月）
少年センターの運営方針・事業計画について協議する。
- ② 補導員会 年1回（5月）
- ③ 補導員研修会 年1回（5月）
- ④ 青少年健全育成市民会議役員会・運営委員会
役員会 年2回（5月、3月予定）
運営委員会 年1回（5月）



青少年健全育成市民会議の運営方針・事業計画等について協議する。

青少年健全育成市民大会等の一斉啓発活動を推進する。

(4) 補導活動

「校区の実態に即したきめ細かな街頭補導と温かな声かけ」を目標とし、少年たちとのふれ合いと市民への啓発を兼ねた補導活動になるように留意している。

① 少年センター指導員による学校巡回ならびに街頭補導活動

定期的に市内小中学校・児童館・協力店等を巡回し、地域の情報収集や児童生徒の個別指導にあたる。

市内のゲームセンター・大型店舗・コンビニエンスストア・公園などの青少年の集まりやすい場所を中心に補導活動を行う。

② 定例街頭補導活動

各校区内を月1回、少年センター補導員・少年センター指導員・小中学校生徒指導担当教員が巡回し補導活動を行う。生徒指導担当教員の参加により地域の少年たちとの面識が深まり、互いに心和む声かけができています。

また、「補導員報告」を発行・配布し、地域の情報把握に役立て、補導活動の充実を図っている。

③ 特別合同補導活動

「夏まつり」「桃花台まつり」「長期学校休業期間」「市民まつり」に少年センター補導員・指導員・生徒指導関係教員が、イベント会場や公園、大型店舗等で補導活動を行う。

(5) 相談活動

「相談者の自立を支援する、あたたかい相談活動」を目指し取り組んでいる。

共感的な理解に立ち、一度だけの相談に終わらず、問題解決への支援や学校・関係機関等との仲介に努める。

① 来所相談

いじめ・不登校・養育相談等、できれば顔を合わせての来所相談を薦めている。

個室での相談、専門家や適切な助言者を要請した相談を実施することもある。

② 電話・Eメール相談

小中学校の保護者等に、「ひとりで悩まず 相談を」のキャッチフレーズで広報チラシを配布するとともに小牧市内や愛知県内の各相談機関を紹介している。

③ 少年相談カウンセリング活動

相談内容や希望に応じて、臨床心理士によるカウンセリングを実施している。

④ 他の相談機関との連携

家庭児童相談や適応指導教室との連携を深め、いじめ・不登校等の解決にあたる。

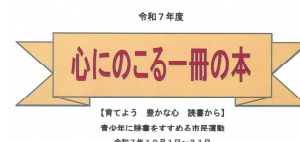
(6) 啓発活動

次代を担う青少年が明るくたくましく成長することを願い、小牧市青少年健全育成市民会議とタイアップし、次の市民運動を展開している。

街頭啓発活動は、市民とともに多くの中学生の参加協力を得て実施している。

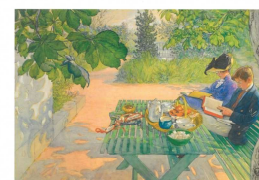
① 青少年の被害・非行防止に取り組む市民運動（7～8月）

- ・街頭一斉啓発活動（県民運動の期間に大型店で実施）
- ・夏休み前に各校区健全育成会総会の開催と被害・非行防止啓発活動



② 青少年に読書をすすめる市民運動（10月）

- ・識者による読書体験の紹介文を「心にのこる一冊の本」として小冊子に編集（市内各図書館・図書室、小中学校へ配布し、広く市民に閲覧してもらう）



小牧市青少年健全育成市民会議 小牧市少年センター

③ 子ども・若者育成支援市民運動(11月)

- ・青少年健全育成市民大会の開催
- ・作品集（絵画・ポスターの優秀作品、「少年の主張」作文の優秀作品）発行

④ 青少年の被害・非行防止に取り組む市民運動（12月）＝「愛の合同パトロール」

- ・各中学校区健全育成会による「どの子にも我が子とおなじ声をかけ」の啓発とパトロール



⑤ 家庭の日一斉啓発活動（1月）

- ・街頭啓発活動（県民運動の期間にあわせ大型店を拠点に実施）

⑥ 「青少年健全育成だより」の発行（9月：広報にあわせて市内全戸配布）

- ・少年の生活実態調査報告の概要、補導員の紹介等
- ・青少年健全育成会の活動紹介や街角レポート等

(7) 少年の生活実態調査（9月調査、3月発行）

小牧市内の小学5年生・中学2年生・高校1年生を対象に抽出調査により「少年の生活意識と行動」実態調査を報告書にまとめ、各関係機関へ配布する。

(8) 青少年健全育成の支援

市民による青少年育成活動は、市内の青少年に関わる諸組織の代表者により構成されている「小牧市青少年健全育成市民会議」と中学校区ごとに立ち上げられた「校区青少年健全育成会」によって推進されている。

「市民会議」は市内各種の団体が、青少年の健全育成についての共通認識を深め、協力し合いながら、それぞれの立場から青少年の健全育成に積極的に取り組むことを意図したものである。事務局を少年センターに置き、活動を展開している。「校区青少年健全育成会」は、地域の特色をいかし、さまざまな地域活動に青少年、とりわけ小・中学生を参加させ、学校と地域の連携を深め、地域ぐるみで青少年を温かく見守ろうと意図するものである。

① 小牧市青少年健全育成市民会議の活動

- ・ 青少年健全育成市民大会の開催
- ・ 少年の主張の作品募集と表彰
- ・ 家庭の日、非行防止の作品募集と表彰
- ・ 各種作品集や啓発冊子類の発行
- ・ 「笑顔で さきがけ あいさつ運動」の実施
- ・ 中学校区青少年健全育成会の情報共有



② 校区青少年健全育成会の活動

- ・ 校区内青少年ボランティア活動の推進
- ・ 地域活動、地域行事等への青少年の参加推進

(9) 「笑顔で さきがけ あいさつ運動」の一斉実施

毎月30日を「あいさつの日」と定め、年間を通して子どもたちを温かく見守り、地域ぐるみで「声かけ」を推進することで、住民の地域意識を高め安心安全の街づくりに寄与する。

《できる人が、できるところで「あいさつ」「声かけ」を行う》

- ・ 散歩、買い物時に、住民相互のあいさつ運動を推進する。
- ・ 児童生徒の登下校時にあいさつ等の声かけを推進する。



(10) 地域での非行防止活動ならびに地域環境等の浄化

大型店舗・コンビニエンスストア・書店・ビデオショップ・カラオケ店・ゲームコーナー・玩具店・図書類自動販売機設置場所等への立ち寄り巡回を定期的実施し、青少年にとっての有害環境の除去に努めている。

- ・ 少年センター補導員からも、地域の青少年問題や地域環境等についての情報や意見を集め、地域環境の改善や補導活動に役立てている。

・小牧市青少年健全育成協力店に市内店舗95店を指定し、以下のことについての協力を要請している。

＊未成年のタバコ購入防止ならびに喫煙防止について

＊未成年の酒類購入防止ならびに飲酒の防止について

＊成人用図書類の管理の徹底について

(11) 学校及び関係機関との連携

関係機関との情報交換を密にし、青少年健全育成モニターの声や調査をもとに個々の問題事例について多方面から多角的に協議し解決を図る。

① 生徒指導連絡協議会（年6回開催）

市内5高等学校・9中学校・16小学校の生徒指導担当教員、小牧市教育委員会指導主事、当センター職員により組織されており、個々の事例についての情報交換ならびに対応策について協議する。（小中高・小中・中学校連絡会）

② 生徒指導対策関係機関会議（年3回開催）

小牧警察署生活安全課少年係・小牧市教育委員会指導主事・生徒指導連絡協議会長・小牧市市民安全課主幹・当センター職員から構成され、それぞれの機関が抱えている個々の事例について対応策を協議する。

③ いじめ・不登校対策連絡会（年3回開催）

市内9中学校・16小学校のいじめ・不登校担当、小牧市適応指導教室・訪問指導員、小牧市教育委員会指導主事、小牧市学校カウンセラー、当センター職員により組織され、いじめ・不登校の各校の現状やその打開策について協議する。

④ いじめ不登校対策関係機関会議（年3回開催）

春日井児童相談センター、小牧市適応指導教室・訪問指導員、小牧市学校カウンセラー、小牧市こども政策課・家庭児童相談員、いじめ不登校対策連絡会長、小牧市教育委員会指導主事、当センター職員で構成され、児童虐待やいじめ・不登校ならびに個々の相談事例と対応策について協議する。

⑤ 学校との連携

定期的に学校を巡回し、情報や意見交換を図るとともに、生徒指導担当者やスクールサポーターと連携しつつ生徒指導上の個別事例について対応する。

⑥ 児童館・こども未来館との連携

こども未来館は、午前・午後の巡回を行い、児童館は土日を中心に巡回する。各施設、指導員との情報交換から活動の状況や問題点について把握し、青少年の健全育成について連携を深める。

(12) その他

① 青少年の考えや意見の広報に努める。

- ・「少年の主張」の編集、冊子を作成し小中学校に配布する。
- ・児童生徒の諸作品をホームページで広報する。

② ネット犯罪やネットによるトラブルから青少年を守る運動を展開する。

- ・有害情報サイトによる犯罪に巻き込まれないための情報提供をする。
- ・携帯電話のフィルタリングの普及に努める。
- ・「トラブルや危険を防いでスマートに使いこなそう！」を発行し、子どもが考え、保護者とともにルールづくりをする活動を奨励する。
- ・小中高校生の保護者にむけ「ネットモラル塾」を紹介し、ネット上の危険性について学ぶ機会をつくる。

声かけで 地域の子どもを見守りましょう!

見守ろう

相談しよう

小牧市青少年健全育成市民会議 小牧市少年センター

ひとりで悩まず相談を

— 小牧市の相談機関 —

少年の非行や問題行動、いじめ、不登校、その他の悩みなどについて相談に応じます。

青少年と保護者の悩み相談 (小牧市少年センター) 電話相談 (無料受付)

フリーダイヤル ☎ **0120-783-291**

☎ **0568-75-0001**

メールアドレス: syoumen@city.komaki.lg.jp

相談時間: 平日 15:00-18:00、19:00-17:00 (祝日・年末年始は休診)

発達・発達、食生活、お口の健康などについて相談に応じます。

保健センター

電話相談 (無料受付)

☎ **75-6471**

月～金曜日 祝日、年末年始を除く 9:00-16:00

妊娠出産子育てに関する様々な相談を行っています。

子育て世代包括支援センター

電話相談 (無料受付)

☎ **71-8611**

月～日曜日 定休日を要する

子育て世代包括支援センター (小牧市)

電話相談 (無料受付)

☎ **77-8200**

月～金曜日 祝日、年末年始を除く 9:30-17:00

子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。

家庭児童相談 (小牧市)

電話相談 (無料受付)

☎ **77-8200**

月～金曜日 祝日、年末年始を除く 9:30-17:00

愛知県春日井児童相談センター

☎ **0568-88-7501**

少年相談 (小牧警察署 少年係)

☎ **0568-72-0110**

トラブルや危険を防いでスマートに使いこなそう!

インターネットを賢く使う

● **犯罪リスクを察知**
SNSを通じた自撮り被害、闇バイト、連れ走りなど

● **適切な行動**
詐欺や勧誘、不正な投票、ネット依存、高額請求など

● **責任ある利用**
肖像権、著作権、個人情報、プライバシーの権利など

● **利用時間と場所**
1日の利用時間を決めます。

● **アプリやサービスの利用**
必ず年齢制限と利用規約を確認できます。

● **コミュニケーションツールの活用**
保護者が手本となり子どもに身につけていきます。

● **ルール違反への対応**
ルールを守らなかった場合は、ペナルティを設けます。

家庭でのルール作りのポイント

ネットモラルの現状を確認しましょう

種別	設 則	あなた	保護者
犯罪被害	ネットで知り合った相手に写真や動画を送らない 金銭要求や脅迫された時の相談窓口を知っている		
いじめ	ネット上で他人を罵つる発言や行動をしない いじめ行為は、加害者以外の観察、傍観者も当事者だと思う		
個人情報漏えい	SNSなどで他人のプライバシーを侵害しないようにしている スマホで撮った写真には、位置情報が付くことを知っている		
不適切投稿	投稿内容が他人を不快にさせないが、投稿前に見直している ネットで投稿した情報は永続的に残ることを理解している		
依 存	ゲームや動画視聴を言われなくても自分の意志でやめられる 一日の利用時間を夜からの休憩時間を決めて守っている		

※現状は1日1時間未満、1週間未満、1ヶ月未満、1年未満、5年以上継続している

相談窓口

悩みやいじめ

ヤングテレホン (愛知県警察)

TEL: 052-764-1611 電話相談

月～金 9:00-17:00 (祝日・年末年始を除く)

Eメール相談 (愛知県警察ホームページ)

子どもSOS課とライン24 (愛知県教育委員会)

TEL: 0120-973310

23:00～翌朝1:00は、LINEや交友関係
アプリの相談専用

SNS相談窓口 (いじめごと相談)

LINE相談 LINE ID: @chih-kodomosoudan

対象者: 県内15市立中学校の4年生～3年生

相談時間: 平日 16:00-23:00

※5月入学生徒 長期休業時対応は毎日18時までです。

消費者トラブル

愛知県消費者生活総合センター

TEL: 052-962-0999

休 日: 9:00-16:00 土 日/9:00-16:00

(祝日 年末年始を除く)

犯罪被害

法律相談 (愛知県弁護士会)

子どもの人権相談窓口 (無料)

TEL: 052-586-7471

毎 日: 9:00-17:00 (祝日・年末年始を除く)

9:20-15:20 (受付は16:00まで)

被害少年相談電話 (愛知県警察)

TEL: 0120-783-7070

相談、いじめ、犯罪被害等の被害に関する相談

月～金 9:00-17:00 (祝日・年末年始を除く)

子どもの性被害 110番 (愛知県警察)

子どもの性被害に関する相談や情報提供

愛知県警察ホームページ上の入力フォームから
ご相談ください。

3 令和7年度活動状況

(1) 活動概要

会議

年	月	日	内 容	備 考
7	5	15	小牧市少年センター補導員会(年度事業実施計画)	
		15	小牧市少年センター補導員研修会	
	6	5	第1回小牧市少年センター運営協議会(年度運営計画)	
8	2	19	第2回小牧市少年センター運営協議会(7年度事業経過、次年度運営計画)	

他機関との連携

※市民会議＝小牧市青少年健全育成市民会議

年	月	日	内 容	備 考
7	4	1	小牧保護区保護司会定例会	小牧保護区保護司会
		8	小牧市女性の会理事会	小牧市女性の会
		22	小牧市更生保護女性会総会	小牧市更生保護女性会
		23	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 いじめ・不登校対策関係機関会議	学 校 教 育 課
		25	生徒指導連絡協議会総会 第1回小中学校連絡会・第1回中学校連絡会	学 校 教 育 課
		25	市内小中学校に「少年の生活意識と行動」の実態調査報告書配布	少 年 セ ン タ ー
5	8	8	篠岡中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	篠岡中健全育成会
		9	第1回いじめ・不登校対策連絡会	学 校 教 育 課
		15	小牧市青少年健全育成モニター会議	少 年 セ ン タ ー
		23	第1回生徒指導対策関係機関会議	学 校 教 育 課
		27	社会を明るくする運動小牧推進委員会	福 祉 総 務 課
		30	第1回小牧市青少年健全育成市民会議役員会、運営委員会	市 民 会 議
6	3	3	愛知県青少年育成県民会議総会	県青少年育成県民会議
		3	光ヶ丘中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	光ヶ丘中健全育成会
		5	応時中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	応時中健全育成会
		6	北里中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	北里中健全育成会
		6	桃陵中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	桃陵中健全育成会
		9	小牧中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	小牧中健全育成会
		12	小牧西中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	小牧西中健全育成会
		17	小牧保護区保護司候補者検討協議会	小牧保護区保護司会
		17	小牧市生徒指導連絡協議会第1回生徒指導小中高連絡会	学 校 教 育 課
		24	岩崎中学校区青少年健全育成会総会・情報交換会	岩崎中健全育成会
		27	小牧警察署補導委員会総会	小 牧 警 察 署

年	月	日	内 容	備 考
7	7	1	こども未来館講座運営会議	多世代交流プラザ
		12	青少年の被害・非行防止に取り組む市民運動一斉啓発活動<ピアーレ広場等>	県青少年育成県民会議
		12	第75回「社会を明るくする運動」小牧市民大会	福祉総務課
		26・27	桃花台まつり街頭補導活動	少年センター
	8	23	こまき令和夏まつり街頭補導活動	少年センター
		27	小牧市生徒指導連絡協議会施設見学会(名古屋家庭裁判所)	学校教育課
	9	2	小牧市青少年健全育成(個人・団体)被表彰者選考会	市民会議
		3	生徒指導連絡協議会 第2回小中高連絡会・第2回中学校連絡会	学校教育課
		5	小牧市児童館運営委員会	多世代交流プラザ
		6	小牧市青少年健全育成絵画・ポスター審査会	市民会議
		24	第2回生徒指導対策関係機関会議	学校教育課
		26	民生児童委員正副会長会	社会福祉協議会
		30	生徒指導連絡協議会 第3回中学校連絡会	学校教育課
	10	1	第2回いじめ不登校対策連絡会	学校教育課
		9	こども未来館講座運営会議	多世代交流プラザ
		14	小牧市女性の会理事会	小牧市女性の会
		24	第2回いじめ問題対策連絡協議会 いじめ・不登校対策関係機関会議	学校教育課
		25・26	小牧市民まつり街頭補導活動	少年センター
	11	2	第45回小牧市青少年健全育成市民大会	市民会議
		21	生徒指導連絡協議会第3回小中高連絡会	学校教育課
		12	18	東部地区3校合同青少年健全育成会
	23		各中学校区青少年健全育成会議「情報交換会・愛の合同パトロール」	各中学校区健全育成会
	8	1	9	生徒指導連絡協議会 第4回小中高連絡会・第4回中学校連絡会
10			「家庭の日」市民運動強化月間一斉啓発活動<MEGAドン・キホーテUNY小牧店>	県青少年育成県民会議
2		3	第3回いじめ不登校対策連絡会	学校教育課
		6	小牧保護区保護司候補検討委員会	小牧保護区保護司会
		10	こども未来館講座運営会議	多世代交流プラザ
		12	児童館運営委員会	多世代交流プラザ
		13	第3回生徒指導対策関係機関会議	学校教育課
		13	生徒指導連絡協議会 第5回小中高連絡会・第4回小中学校連絡会・第6回高校連絡会	学校教育課
		18	第3回いじめ問題対策連絡協議会 いじめ・不登校対策関係機関会議	学校教育課
3		24	第2回小牧市青少年健全育成市民会議役員会	市民会議

啓発・広報活動

年	月	日	内 容	備 考
7	4	1	中学生「少年の主張」実践作文の募集	市 民 会 議
		1	「声掛け・悩み相談機関案内・家庭でも防げるネットトラブルについて」約13,000枚 小牧市内小・中・高校全児童・生徒の保護者及び教職員・関係団体、個人に配布	少 年 セ ン タ ー
		10	令和7年度「絵画・ポスター」作品募集(市内小・中学校)	市 民 会 議
	5	1	市内小・中学校長へ「心にのこる一冊の本」原稿依頼	市 民 会 議
		15	小牧市青少年健全育成モニター会議開催	少 年 セ ン タ ー
		15	小牧市少年センター補導員会・研修会開催	少 年 セ ン タ ー
		15	「要覧2025」関係団体・個人への配布	少 年 セ ン タ ー
	6	30	第一回「笑顔で さきがけ あいさつ運動」実施	市 民 会 議
	7	7/1	「青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動(夏期)」の推進 (スローガン～「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」) 小牧市内青少年健全育成協力店(コンビニなど93店舗)への非行・被害防止等協力依頼	市 民 会 議 少 年 セ ン タ ー 共 催
		8/31		
		3	MEGAドン・キホーテUNY桃花台店での青少年の非行・被害防止一斉啓発活動	
	9	1	青少年健全育成だより発行	市 民 会 議
		4	「心にのこる一冊の本」関係機関へ紹介 ポスター・小冊子にして小・中学校へ掲示依頼	市 民 会 議
			「少年の生活意識と行動」の実態調査実施	少 年 セ ン タ ー
	10	1-31	「青少年によい本をすすめる市民運動」の推進 (スローガン～「育てよう 豊かな心 読書から」) ・「心にのこる一冊の本」のポスターを製し、小牧市内の小・中学校、市民センター、児童館 に配布 ・教育長・市内小・中学校長等による「心にのこる一冊の本」の紹介 ・市内小・中学校、図書館に「心にのこる一冊の本」の掲示依頼 ・小牧市ホームページに「心にのこる一冊の本」を掲載	市 民 会 議 少 年 セ ン タ ー 共 催
		30	第二回「笑顔で さきがけ あいさつ運動」実施	市 民 会 議
	11	1-30	「子ども・若者育成支援市民運動」の推進 (スローガン「はぐくもう 自分らしく生きる子 愛知の子」)	市 民 会 議
		2	小牧市青少年健全育成市民大会の開催(関係市民500名参加) ・「少年の主張」の優秀者表彰(9名) ・「絵画・ポスター」入賞者表彰(21名) ・青少年健全育成功労者表彰(個人15、団体1)	市 民 会 議
		4	「少年の主張」優秀作品を小牧市ホームページに掲載	市 民 会 議
	12	18	東部地区3校合同青少年健全育成会議	市 民 会 議
23		市内6中学校区青少年健全育成会(愛の合同パトロール)を実施	市 民 会 議	
12/20 - 1/10		「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)」 (スローガン～「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」)	少 年 セ ン タ ー 共 催	
8	1 10	「家庭の日」市民運動強化月間一斉啓発活動の実施(MEGAドン・キホーテUNY小牧店)	市 民 会 議	
	2/1-2/28	「家庭の日」市民運動の推進 (スローガン「親と子の 対話がつくる よい家庭」)	少 年 セ ン タ ー 共 催	

※ 「市民会議」＝「小牧市青少年健全育成市民会議」

(2) 補導活動（過去10年間の推移）

① 街頭補導巡回数

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
巡回数	509	492	475	467	296	274	304	203	371	472

② 補導従事者数

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
従事者数	1,367	1,364	1,323	1,221	852	756	943	836	1,036	1,187

③ 補導した少年の数（声かけ程度を含む（ ）は女子内数）

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学生	102 (46)	44 (21)	37 (11)	47 (12)	0	3	38 (3)	6 (2)	35 0	50 (10)
中学生	79 (30)	72 (16)	55 (6)	60 (23)	0	26	65 (3)	32 (3)	32 (1)	84 (21)
高校生	69 (26)	32 (10)	13 (3)	11 (7)	7 (5)	14 (9)	18 (3)	53 (11)	27 (6)	113 (15)
大学・ 専門学生	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 (1)	0 0	2 (2)	0 0	5 0
有職・ 無職少年	2 0	0 0	0 0	5 0	8 0	3 0	4 0	13 (1)	11 0	9 (2)
合計	252 (102)	148 (47)	105 (20)	123 (42)	15 (5)	48 (10)	125 (9)	106 (19)	105 (7)	261 (48)

④ 内容別補導数（ ）は女子内数

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
シンナー 所持・吸引	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
喫煙	0 0	0 0	0 0	0 0	3 0	0 0	17 (2)	18 (3)	28 0	100 (16)
夜遊び	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	10 (1)	0 0
盛り場徘徊	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
不健全娯楽	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
交通指導	2 (2)	3 0	3 0	0 0	0 0	0 0	0 0	6 0	0 0	0 0
その他 (声かけ程度)	250 (100)	145 (47)	102 (20)	123 (42)	12 (5)	48 (10)	108 (7)	82 (16)	67 (6)	161 (32)
合計	252 (102)	148 (47)	105 (20)	123 (42)	15 (5)	48 (10)	125 (9)	106 (19)	105 (7)	261 (48)

(3) 相談活動（過去10年間の推移）

① 相談件数の推移

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 教 育	107	138	143	166	90	88	49	49	80	113
2 人間関係	26	11	36	11	9	8	17	13	18	15
3 性 格	3	1	7	14	19	55	69	43	30	14
4 職 業	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1
5 問題行動	7	21	23	6	4	39	23	8	7	8
6 そ の 他	38	10	7	24	29	18	11	19	9	6
合 計	181	182	217	221	151	208	170	132	145	157

② 内容別相談件数

ア 教 育

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 し つ け	1	2	1	9	7	2	1	2	1	0
2 知能、学業不振	1	29	5	0	0	0	0	0	0	1
3 進学、退学	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0
4 不登校	105	107	135	156	82	86	48	47	79	112
合 計	107	138	143	166	90	88	49	49	80	113

イ 人間関係

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 学校、職場	2	4	14	2	2	3	8	3	5	0
2 男女交際	1	0	5	3	1	0	0	4	0	2
3 友 達	16	1	5	1	0	1	2	2	3	6
4 家 庭	2	3	9	3	5	2	4	4	5	4
5 い じ め	5	3	3	2	1	2	3	0	5	3
合 計	26	11	36	11	9	8	17	13	18	15

ウ 性 格

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 情緒障がい	0	1	4	6	1	12	4	7	0	5
2 神 経 質	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 そ の 他	1	0	3	8	18	43	65	36	30	9
合 計	3	1	7	14	19	55	69	43	30	14

エ 職 業

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 就 職	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
2 転職、退職	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1

オ 問題行動

区分 \ 年度	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 家 出	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1
2 怠学、怠業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 不良交遊、金銭乱費	1	0	19	3	1	1	2	2	1	2
4 盗み、万引き	2	18	1	1	0	0	0	1	0	0
5 粗暴、暴力	1	0	2	1	3	37	20	4	2	1
6 喫煙、薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
7 たかり恐喝	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
8 ネットトラブル	3	2	0	0	0	0	1	0	2	3
合 計	7	21	23	6	4	39	23	8	7	8

③ 相談方法

- ・来所相談 119件
 - 臨床心理士による相談 112件(不登校98件・発達障害8件・友達5件・精神疾患1件)
 - センター来所相談 7件(不登校2件・不良交流2件・精神疾患1件
・たかり恐喝1件・ネットトラブル1件)
- ・フリーダイヤル 27件
- ・電話 7件
- ・Eメール 4件

(4) 令和7年度 青少年健全育成モニター活動状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
問題行動	4	1	3		3		4	1		1	1	3	21
不審者情報													0
気になる遊び・行為		4	3	2	1		1		1			1	13
正したい交通マナー	3	2	1		2	6			2	1			17
改善したい地域環境		3		3	2	3	1	2	1	1			16
ちょっといい話	1	2	4	1	4		3	2	1	1			19
その他			4		1					1	4	1	11
計	8	12	15	6	13	9	9	5	5	5	5	5	97

(1) 小牧市少年センター設置条例

昭和55年3月28日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条の規定に基づき、小牧市少年センター（以下「センター」という。）の設置について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 少年の非行化等を防止し、健全な育成を図るため、センターを設置するものとし、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
小牧市少年センター	小牧市小牧三丁目555番地	小牧市の区域

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 少年の非行防止、補導及び相談に関すること。
- (2) 少年に関する施策の策定に必要な調査を行うこと。
- (3) 少年に関する施策の実施について関係行政機関と連絡調整を図ること。
- (4) その他少年の健全育成の推進に関し必要なこと。

(運営協議会)

第4条 市長の諮問に応じ、センターの事業に関する重要事項について審議するため、小牧市少年センター運営協議会を置く。

- 2 委員の定数は、10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第39号）

この条例は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第8号）

この条例は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第35号） 抄

この条例は、平成5年2月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小牧市役所支所及び出張所設置条例第2条の表小牧市役所小牧駅出張所の項の改正規定、第2条中小牧市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例第4条の表第1選挙区の項の改正規定（「大字小牧」の次に「、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目（第2選挙区に属する区域を除く。）、中央四丁目（第2選挙区に属する区域を除く。）、中央五丁目、中央六丁目」を加える部分に限る。）、同表第2選挙区の項の改正規定、第3条の規定並びに第6条中小牧市共同利用施設の設置及び管理に関する条例別表米野会館の項及び朝日会館の項の改正規定並びに第8条及び第10条の規定 尾張北部都市計画事業小牧駅東土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日

附 則（平成27年条例第49号） 抄

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第24号）

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(2)小牧市少年センター運営規則

昭和55年3月31日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市少年センター設置条例（昭和55年小牧市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、小牧市少年センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定める。

(開設時間)

第2条 センターの開設時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項の開設時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(協議会の委員)

第4条 小牧市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 教育関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験者

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(補導員)

第6条 センターに補導員を置く。

- 2 補導員は、非行少年の早期発見、早期補導等の業務を行う。
- 3 補導員は、関係機関又は関係団体の長が推薦した者のうちから市長が委嘱し、その定数は、100人以内とする。
- 4 補導員の任期は、2年とする。

第7条 補導員が街頭補導を行う場合は、補導員証(様式第1)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 2 補導員は、街頭補導及び有害環境を発見したとき、又は相談を受けた場合は、指導日報(様式第2)により所長に報告しなければならない。

(職員)

第8条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第16号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成16年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第45号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市少年センター運営規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市少年センター運営規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成30年規則第24号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第73号）抄

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。